



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

定期第 7 2 4 号 令和 6 年 7 月 1 9 日 発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
3 7 3	土地改良区の役員の退任について届出があった件	農山漁村振興課
3 7 4	土地改良区の合併を認可した件	同
3 7 5	保安林予定森林に関する通知を受けた件の一部を訂正する件	森林土木・保全課
3 7 6	同	同
3 7 7	同	同
3 7 8	都市計画の図書の写しの送付を受けた件	都市計画課 まちづくり室

【病院局管理規程】

番 号	表 題	担当課名
9	徳島県病院局行政考査規程の一部を改正する規程	

徳島県告示第三百七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の退任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和六年七月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 土地改良区の名称
那賀川土地改良区

二 退任役員

役員名	氏名	住 所
理事	岡野嘉夫	小松島市坂野町字経塚二五十三

徳島県告示第三百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第七十二条第二項の規定に基づき、土地改良区の合併を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和六年七月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 合併後存続し、定款を変更する土地改良区の名称及び所在地

名 称	所 在 地
那賀川土地改良区	阿南市中大野町

二 合併により解散する土地改良区の名称及び所在地

名 称	所 在 地
那賀川北岸土地改良区	阿南市羽ノ浦町
那賀川南岸土地改良区	同 中大野町

三 認可年月日

令和六年七月一日

徳島県告示第三百七十五号

令和六年徳島県告示第百七十九号（保安林予定森林に関する通知を受けた件）の一部を次のように訂正する。

令和六年七月十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

一中「吉野川市美郷字大鹿二二四の一」を「吉野川市美郷字大鹿二二四の一」に改める。

三の(一)を次のように改める。

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

徳島県告示第三百七十六号

令和六年徳島県告示第百八十号（保安林予定森林に関する通知を受けた件）の一部を次のように訂正する。

令和六年七月十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

一中「吉野川市美郷字大鹿二五三」を「吉野川市美郷字大鹿二五三」に改める。

徳島県告示第三百七十七号

令和六年徳島県告示第百八十一号（保安林予定森林に関する通知を受けた件）の一部を次のように訂正する。

令和六年七月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一中「三好市山城町平野字ウストコ五三三の一」を「三好市山城町平野字上ウストコ五三三の一」に改める。

徳島県告示第三百七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年七月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 都市計画の種類及び名称

徳島東部都市計画下水道 小松島市公共下水道

二 縦覧場所

徳島県県土整備部都市計画課

徳島県病院局管理規程第九号

徳島県病院局行政考査規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年七月十九日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局行政考査規程の一部を改正する規程

徳島県病院局行政考査規程（平成二十四年徳島県病院局管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（考査の実施）

第三条 考査は、随時行つ。

第五条第二項を削り、同条第三項中「関係課等の長」を「関係する課及び各県立病院の長（以下「関係課等の長」という。）」に改め、同項を同条第二項とする。

第六条中「前条第三項」を「前条第二項」に改める。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 改正後の徳島県病院局行政考査規程の規定は、令和六年四月一日から適用する。